

香美市議会議員選挙立候補予定者説明会における質疑に対する回答

No.	質問事項	回答
1	選挙運動用ポスターの公費負担について、デザイン、写真撮影、印刷を事業（生業）としていない個人にそれらの業務を委託した場合、公費負担の対象となるか。	香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条において、「前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下、ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、（後略）」と規定されているところです。 「業とする者」とは、一般的には当該事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができると考えられます。したがって、ご質問の個人に対する委託は、ポスター印刷を反復継続的に行っていない者への委託と解され、公費負担の対象外となります。
2	街頭演説の際に「病院、学校等の周辺においては静穏保持に努めなければならない」と規定されているが、例えば病院は入院設備がある病院を指しているのか、小規模な診療所も含むのか。また、学校等には保育園や小規模保育所、高齢者施設等を含むのか。さらに、学校の場合は学校が休みの日であれば静穏保持は必要ないのか。	街頭演説に対する静穏保持は、学校、幼保連携型認定こども園、病院、診療所その他の療養施設（老人保健施設を含む。）の周辺において、静穏を保持するように努めなければならないものとされており、保育園及び小規模保育所には公職選挙法の適用はありません。また、この規定には曜日や時間帯による例外が明記されていないため、対象の施設が休みの日であっても静穏保持の対象から除外されません。
3	現在、自治会長と民生委員を務めているが、これらは公務員に該当するのか。市議会議員に立候補する際や当選した場合に何か規制はあるか。	自治会長は公務員ではないため立候補制限には該当しません。ただし、香美市議会において、自治会長との兼職に関する取り決めがありますのでご注意ください。また、民生委員は地方公務員とされていますが、非常勤の委員であり公職選挙法施行令別表第2に掲げる以外の者に該当するため、現職のまま立候補することができ、当選後は市議会議員との兼職も可能と考えられます。ただし、民生委員の職務上の地位を政治的に利用することは禁止されていますので、実際に兼職が可能かどうかについて、関係する機関（県、市福祉事務所等）へ確認していただきますようお願いいたします。